

資 料 提 供

令和6年2月22日

課 名 医療介護基盤課

担 当 者 加川

内 線 3061

直通電話 082-513-3056

令和5年度第2回広島県医療審議会医療法人部会の審議結果について

この部会の審議結果については、次のとおりです。

1 日時

令和6年1月31日（水）14時～

2 場所

県庁北館4階 第3委員会室

3 審議事項

次のとおり

○ 医療法人の設立等について

医療法人の設立、解散及び合併認可について承認した。（別紙）

- ・ 設立認可 14 法人（医科 11、歯科 3）
- ・ 解散認可 5 法人（医科 4、歯科 1）
- ・ 合併認可 1 法人（医科 1）

広島県医療審議会医療法人部会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	職名	出欠
委員	きたはら かなこ 北原 加奈子	広島県健康福祉局長	出
	きつかわ まさや 吉川 正哉	広島県医師会副会長	出
	なかもと たかし 中本 隆志	広島県議会議長	出
	まつむら まこと 松村 誠	広島県医師会会長	欠
	やまさき けんじ 山崎 健次	広島県歯科医師会会長	出
	わかばやし しんいち 若林 伸一	広島県医療法人協会会長	出
専門委員	もりもと すすむ 森本 進	広島県歯科医師会副会長	出

令和5年度第2回広島県医療審議会医療法人部会認可等一覧

別紙

設 立

No.	所管(保健所名)	区分	設立する医療法人名	設立代表者	主たる事務所の所在地
1	県(西部保健所)	医 ※	医療法人山陽会	中山 陽介	廿日市市阿品台四丁目1番24号
2	県(西部保健所広島支所)	医 ※	医療法人英厚会	柴村 英典	安芸郡海田町栄町5番32号
3	県(西部保健所広島支所)	医 ※	医療法人社団まきこ眼科クリニック	山崎 真紀子	安芸郡熊野町出来庭三丁目3番33号
4	県(西部東保健所)	医 ※	医療法人戸田眼科	戸田 利絵	東広島市寺家駅前13番35号
5	県(福山市保健所)	歯 ※	医療法人伸幸会	森数 祐輔	福山市曙町三丁目21番9号
6	県(福山市保健所)	医 ※	医療法人璃醫会	上田 節夫	福山市旭町8番17号
7	広島市	医 ※	医療法人近和会	身原 京美	中区八丁堀14番7号7階
8	広島市	医 ※	医療法人明志会	岡田 明子	南区仁保新町二丁目5番32号グレイスコート仁保新町1F
9	広島市	医 ※	医療法人V I O L A	東儀 那津子	西区庚午中二丁目19番18号
10	広島市	医 ※	医療法人安佐南在宅・痛みのクリニック	中村 仁	安佐南区川内二丁目20番21号
11	広島市	医 ※	医療法人ファミリーユ	鬼武 敏子	安佐南区中須一丁目7番7号2F
12	広島市	医 ※	医療法人すがはら小児科アレルギー科クリニック	菅原 朋子	安佐南区西原八丁目1番13号2F
13	広島市	歯 ※	医療法人にじいろ歯科	楠橋 由規	西区井口四丁目7番18-7号サンフラワービル5階
14	呉市	歯 ※	医療法人縁空仁科	國原 崇洋	呉市焼山桜ヶ丘一丁目3番6号

解 散

No.	所管(保健所名)	区分	解散する医療法人名	理事長	主たる事務所の所在地
1	県(西部東保健所)	医 ※	医療法人社団大貫内科医院	大貫 達也	竹原市西野町1925番地の7
2	県(東部保健所)	医 ※	医療法人社団高橋会高橋眼科医院	栗田 幸央	尾道市土堂一丁目7番23号
3	県(東部保健所福山支所)	歯 ※	医療法人暁侑会ワダ歯科クリニック	和田 龍彦	府中市高木町61番地の3
4	県(福山市保健所)	医 ※	医療法人社団碧会井口産婦人科小児科医院	玉田 隆	福山市神辺町新湯野71番地の4
5	呉市	医 ※	医療法人社団春風会	西亀 元視	呉市倉橋町11824番地

合 併

No.	所管(保健所名)	区分	合併後の医療法人名	理事長	主たる事務所の所在地
1	県(広島市保健所)	医	医療法人サカもみの木会	坂 信一	広島市安佐南区緑井六丁目28番1号

※は一人医師医療法人…医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人

## 医療法人の設立認可等の状況

区分	総数	財団	社団	持分なし法人		経過措置型法人		参 考		
				うち基金 拠出 型法人	出資額 限度法 人	その他 持分あ り法人	社会医 療法人	一人医師 医療法人		
令和6年1月1日現在	総数	1,573	1	1,572	527	463	6	1,039	7	1,353
令和5年第2回 医療法人部会	設立	14	0	14	14	14	\		0	16
	合併	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	解散	5	0	5	0	0	0	5	0	10
令和6年2月28日見込	総数	1,581	1	1,580	541	477	6	1,033	7	1,359

※持分なし法人：解散時の残余財産を国等に帰属させることを定款に規定している医療法人

※基金拠出型法人：「持分なし法人」のうち、基金を拠出して設立された法人

※経過措置型法人：平成19年3月31日までに設立された出資持分のある法人

※出資額限度法人：「経過型法人」のうち、解散時の残余財産については、出資額を限度に出資者に返還する法人

※社会医療法人：地域で特に必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を担い、所要の要件を充足して知事の認定を受けた医療法人

※一人医師医療法人：医師又は歯科医師が2名以下の医療法人